

# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

### 全人代、「専利法修正案」(草案二次審議稿) に対してパブコメ募集 (Page2)

2020年7月3日、全人代により「専利法修正案」(草案二次審議稿)が公開され、公衆に向けてパブコメ募集が始まった。パブコメ募集期間は2020年8月16日まで。

## Topic-2

### CNIPA、「商標権侵害判断基準」が正式に公布 (Page4)

2020年6月17日、商標権に関する法執行の基準を統一するため、国家知識産権局が「商標権侵害判断基準」を正式に公布した。同規定は公布同日に施行開始となる。

## Topic-3

### 権利侵害品・模倣品の廃棄・処分活動の強化について (Page5)

2020年6月22日、知財権侵害品・模倣品を専門的に対応する特設オフィスにより、「権利侵害品・模倣品の廃棄・処分活動を強化する意見」に関してパブコメ募集が行われている。

## Topic-4

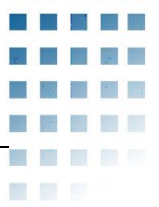
### ブリーフニュース (Page8)

1. CNIPA、2020年上半期主要な知財統計データを公布
2. 五庁会合が7月21日にビデオ会議の形で開催予定

## Topic-5

### 路浩ニュース (Page10)

CNIPA主催の「中国専利賞」の受賞者が決定された。北京路浩が代理した9件は優秀賞に受賞された。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

### 全人代、「専利法修正案」（草案二次審議稿）に対してパブコメ募集

2020年6月28日、第13期全人代常務委員会第20回会議で専利法修正案草案に関する第二回の審議が行われた。同委員会は、7月3日に「専利法修正案」（草案二次審議稿）を公開して、8月16日まで公衆に向けパブリックコメントを募集し始めた。

今回の審議は、2018年12月から行われた第一回審議の内容に基づいた上、ハーグ協定加入の進捗および中米経済協定の実行などといった新しい形勢を踏まえて、部分意匠の保護、特許権の実施の促進、特許権の反独占、薬品特許権の保護期間などに関して焦点が絞られている。

以下は、二次審議稿の主要内容を簡単に紹介する。

#### 意匠：

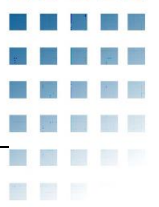
- 部分意匠の保護も認められる  
第2条4項に追加：「意匠とは、物品の全体又は**一部**の形状……」
- 意匠権の期限は出願日から起算して15年とする。（第42条）

#### 発明特許の新規性：

- 新規性喪失の例外  
第24条1項として追加：「（一）国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合」

#### 特許権の実施の促進：

- 第20条として追加：  
「専利出願と専利権の行使は誠実信用の原則を守らなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。  
専利権を濫用して競争を排除し又は制限し、独占行為を構成した場合、『中華人民共和国独占禁止法』に従って処理する。」
- 開放的許諾制度：第50条～第52条として追加  
第50条：「専利権者は書面にて国务院専利行政部門に如何なる団体又は個人にその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾実施料の支払方式、基準を明確にした



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

場合、国务院專利行政部門はそれを公告し、開放的許諾とする。實用新案、意匠について開放的許諾声明をする場合、專利權評価報告書を提供しなければならない。」

第 51 条：如何なる団体／個人は、開放的許諾專利を実施する意思を書面にて專利權者に通知し、且つ許諾実施料を支払った場合、專利実施許諾を受けたとする。

又は、專利權者は被許諾者に通常実施権を与えることもできるが、専用権又は排他的実施権を与えてはならない。

第 52 条：開放的許諾の実施に関する紛争は、当事者間の協議によって解決するのが優先的で、又は行政機関による調停、或いは裁判所に提訴することも可能である旨が示されている。

## 発明特許の補償保護期間：

第 42 条：発明特許の出願日から起算して満 4 年、かつ実体審査請求日から起算して満 3 年後に発明特許が付与された場合、專利權者は、発明特許の権利化の過程での不合理な遅延について專利權の存続期間の補償を請求することができる。ただし、出願人に起因する不合理な遅延はこの限りではない。

新薬の発売審査、評価、承認にかかった時間の補償を請求することができる。補償の期間は 5 年を超えないものとし、新薬発売後の專利權の合計有効期間は 14 年を超えないものとする。

## 專利（発明・新案・意匠）侵害の法定賠償額：

### ➤ 最低賠償額の削除

草案第 72 条：……人民法院は專利權の種類、権利侵害行為の性質と情状等の要素に基づき、10 万元以上 500 万元以下の賠償と確定することができる。……

二次審議第 72 条：……人民法院は專利權の種類、権利侵害行為の性質と情状等の要素に基づき、~~10 万元以上~~500 万元以下の賠償と確定することができる。……

リソース：

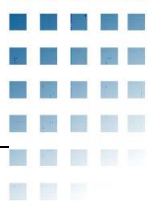
1) 二次審議稿全文：<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80808172b5fee8017313b6232c2b55>

2) 中国人大網による関連報道：

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/cce956357bac423d8f2260f03df7a28d.shtml>

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/33f3205119724c16b1d29456ea81ed84.shtml>





# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-2

### CNIPA、「商標権侵害判断基準」が正式に公布

商標権に関する法執行の基準を統一するため、2020年6月17日に国家知識産権局により「商標権侵害判断基準」が正式に公布され、同日に施行開始とされる。当該基準は、現場の法執行者の実際な要求に応じ、これまで実践中に現れた難題を解決するために、2019年9月から2回のパブコメ募集を経て制定された。

主な内容として、商標の使用の形式と認定、同一又は類似商品・役務の定義と判断、同一又は類似商標の判断要素、「容易に混同させる」に当たる場合の判断、侵害商品販売者の免責、権利衝突の処理、商標権案件に関する中止適用、権利者による識別意見書の法的責任に対する確認と証拠採用などについて、計38条が詳細に規定されている。以下は主な内容について簡単に紹介する。

#### ➤ 商標の使用（第2～8条）

まず、商標法意義上の商標の使用になることは、一般的に商標権侵害行為と判断する前提条件であることが明らかにされている。

また、商標の使用についてさらに詳細に定義し、商標の使用に関する具体的な形式を例にあげている。

商標の使用を判断する要素として、使用者の主観的意図、使用の形式、宣伝方法、業界慣例、消費者の認知などを含む。

#### ➤ 同一又は類似商品・役務（第9～12条）

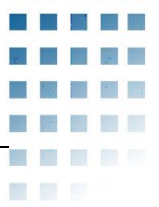
同一又は類似商品・役務を判断する際に、区分表の分類によって認定する。

また、区分表に含まない商品・役務に対して、公衆の一般的な認識に基づき、商品・役務の機能、目的、用途、提供者／生産者などの要素を加えて判断する。

#### ➤ 同一又は類似商標（第13～19条）

同一商標とは、対象商標と完全に同一か、または相違があるにもかかわらず視覚／聴覚には大きな区別がなく、関連者に識別されにくい商標を指す。

類似商標の判断は現行の「商標審査及び審理基準」の関連規定に従う。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

- 「容易に混同させる」に当たる場合（第 20 条）
  - 1) 関連商品・役務が商標権者に生産・提供されたことを十分に関連者に認識させた場合；
  - 2) 関連商品・役務の提供者が商標権者と投資、ライセンス、加盟又は提携などの関係があることを、十分に関連者に認識させた場合。
- 商標権侵害行為の具体例（第 22～26 条）

例えば、登録商標を勝手に変形して使用した場合、ただ乗りを目的とするカラー付きの商標出願、請け負をする際に侵害商品を使用した場合、販売活動で侵害商品を贈呈した場合などが侵害行為と見なされる。
- 侵害商品販売者の免責（第 27～28 条）

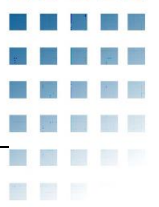
商標法 60 条 2 項に規定している「販売者は自分が販売している商品が商標権侵害商品であることを知らなかった」場合に対して、それに当たらない場合を規定している。

例えば、「仕入れルートが商業慣例に合わず、且つ価格が明らかに市場価格に低い場合」、「会計記録、取引記録などの証拠を提供しない、又は偽造した場合」などを規定している。
- 商標法 62 条 3 項の「中止」に適用できる案件（第 35 条）
  - 1) 無効審判中の案件
  - 2) 更新猶予期間中の案件
  - 3) 商標権に関するその他紛争
- 権利者による識別意見書（第 36 条）

商標権侵害案件を処理時に、法執行部門は、被疑侵害商品が権利者に生産又は許可生産されたか否かについて識別意見書の提出を権利者に要請することができる。権利者は自分が提出した識別意見書に法的責任を負うこととする。

リソース：

- 1) 原文：<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1149656.htm>
- 2) CNIPA 責任者による記者回答：<http://www.cnipa.gov.cn/zcfg/zcjd/1149684.htm>



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-3

### 権利侵害品・模倣品の廃棄・処分活動の強化について

2020年6月22日、全国知的財産権侵害品・模倣粗悪品製造販売摘発活動指導者グループ弁公室（注）は関係部門と共同で、『権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見（意見募集稿）』を起草し、公衆に向けて意見を募集する。募集期間は2020年8月5日まで。

以下は当該意見の主要内容について簡単に紹介する。

#### 背景：

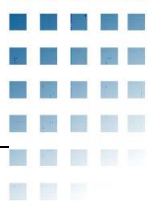
- 1) 経済社会の高度な発展に伴い、権利侵害・模倣の案件においては、オンライン・オフラインが一体化し、違法行為が組織化し、生産・販売の分業が精細化し、国内外ルートがチェーンとなっている等の特徴を呈し、廃棄業務が新たな課題に直面している。
- 2) 権利侵害品・模倣品の廃棄方法、関連手続、貯蔵などに関して旧題が残っているため、改善する必要がある。
- 3) 『「知的財産保護の強化に関する意見」2020～2022年推進計画』の要求の一つとなる。

#### 主要内容：

第一に、廃棄範囲を定めており、特別な場合を除き、関係法執行・事件担当機関は、法律、行政法規の規定に即し、法により没収された権利侵害品・模倣品、及び主に模倣品又は海賊品の生産や製造に使用される原料、ツール、標識・表示、証書、パッケージ等を廃棄しなければならない旨を規定している。

第二に、廃棄期限として、関係法執行・事件担当機関が、職権により権利侵害品・模倣品の廃棄処分に係る意見を速やかに提出し、民事・行政事件の証拠として使用する必要がある場合には、権利者の申立を経て、民事・行政事件の結審後に法により廃棄することができる旨を規定している。





# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

第三に、分類処分を定めており、権利侵害品・模倣品を物理的特性又は性質に応じて分類し、相応の資質を有する機構又は条件に合致する機構に渡して処分させなければならない旨を規定している。

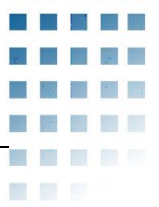
第四に、環境保護を強化し、無害化処理に関連した規定を着実に実行する旨を規定している。

第五に、物品保管を強化し、権利侵害品・模倣品の流用、交換、転用、私的分配を厳重に防止する旨を規定している。

第六に、廃棄処分の全プロセスの監督を実行し、処分に係る全てのプロセスにおいて法令遵守を確保する旨を規定している。

(注)：当該弁公室は、国家市場監督総局に属する「法執行検査局」に特設したオフィスである。オフィスのメンバーはすべて各中央部署の高級幹部からなっている。

リソース：国家市場監督総局 [http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622\\_317320.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622_317320.html)



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-4

### ブリーフニュース

#### 1. CNIPA、2020年上半期の主要な知財統計データを公布

2020年7月9日、国家知識産権局（CNIPA）は第三四半期の慣行記者会見を開いた。会議では、2020年上半期の主要な知財統計データを発表した。

特許：出願件数 68.3 万件、登録件数 21.7 万件

出願人ランキング：1 位—ファーウェイ、2 位—OPPO、3 位—京東方

PCT 国際出願：受理件数は 2.95 万件で、そのうち、外国出願人 0.27 万件で、国内出願人 2.68 万件（20.7%増）となる。

不服審判：受理件数 2.62 万件、結審案件 2.57 万件

無効審判：受理件数 0.26 万件、結審案件 0.43 万件

審査期間：発明特許 20.3 カ月、実用新案 6.4 カ月、意匠 3.2 カ月

商標：出願件数 428.4 万件、登録件数 262.9 万件

商標審理（拒絶査定不服審判、異議、無効審判）：受理件数 16.6 万件、結審案件 19.2 万件

審査期間：登録出願審査 4.5 カ月以内

リソース：CNIPA2020年7月9日記者会見 <http://www.cnipa.gov.cn/twzb/gjzscqj2020ndsjsdlxxwfbk/>

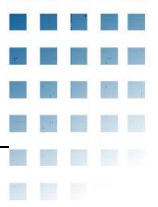
#### 2. 五庁会合が7月21日にビデオ会議の形で開催予定

中米日韓欧の特許庁の第13回五庁会合は、2020年7月21日に中国国家知識産権局により主催される予定である。本来は、6月に中国四川省の成都市で開催されるが、コロナ禍の原因で7月に延長され、今回はビデオ会議の形で行われる。

会合では、今後のコロナ肺炎への対応策略およびポストコロナ時期に五庁がどのように提携するかを重点に置いて議論される予定である。また、新しい技術、知財提携などのプログラム進捗と今後の展開、それに、五庁間のビデオ会議ガイダンスと産業交流規程に関しても会議スケジュールにあげられている。

リソース：CNIPA <http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1150148.htm>





# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-5

### 路浩ニュース

2020年7月14日、CNIPAが主催した第21回中国専利賞授賞式は閉幕した。今年は、2400余の候補項目から、特許において金賞30項、銀賞58項、優秀賞696項の受賞者が決定され、意匠において金賞10項、銀賞15項、優秀賞60項の受賞者が決定された。

中国専利賞は1989年から設立され、中国国家知識産権局および世界知的所有権機関が共同で主催する中国知財最高賞とされている。

優秀賞の内、下記9件は北京路浩が代理した。

特許登録番号	権利者
CN200510086209.5	広州白雲山明興製薬社
CN201010620651.2	河南億万中元生物技術社
CN201210171840.5	株洲千金薬業社
CN201210252064.1	清華大学&北京全電智領科技社
CN201410307419.1	天地科技社
CN201410654942.1	中昊晨光化工研究院社
CN201410763722.2	中国電建グループ社
CN201410826874.2	株洲千金薬業社
CN201611049841.7	美智光電科技社

今回にクライアント様の受賞に非常におめでたく存じながら、今後とも引き続き国内外のクライアント様に最高のサービスをご提供できるよう頑張っていきたいと思っております。

路浩知識産権集團

您的全能智慧管家



路浩网盡知權事 為事不必尋別家

